

伊丹市立サンシティホール条例の一部を改正する条例の  
制定について

伊丹市立サンシティホール条例の一部を改正する条例を別記のと  
おり制定する。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

専用使用の対象施設の増加に伴うため。

伊丹市立サンシティホール条例の一部を改正する条例（  
令和４年伊丹市条例第　　号）

伊丹市立サンシティホール条例（平成２年伊丹市条例第３号）の  
一部を次のように改正する。

別表中「講座室(2)」の右に「多目的室兼調理室」を加える。

付　則

この条例は，令和５年４月１日から施行する。